

第4 製造所等の貯蔵、取扱い数量の算定方法

1 各施設の指定数量の求め方については次によること。◆

(1) 製造所

ア 危険物等を原料として危険物を製造する工程

次の(ア)から(ウ)までのうち指定数量の倍数が最大のものに(エ)を加えて、当該製造所の取扱量とする。(S40.4.15 自消丙予発第71号質疑)

(ア) 原料である危険物の総量－①

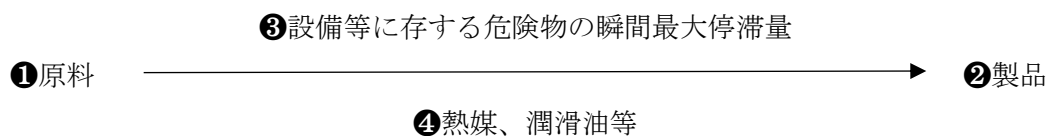
(イ) 製品である危険物の総量－②

(ウ) 設備等に存する危険物の瞬間最大停滞量（原則として配管等内を除く。）－③

※停滞量を求めるときは、20号タンクの容量は政令第5条第2項又は第3項の規定により算出した量とする。危険物機器については原則として設計容量とするが、各機器の危険物の量が明らかに定量できる場合は、当該量をもって停滞量とすることができる。

(エ) 原料とならない熱媒又は潤滑油等の危険物の取扱いがある場合は、当該停滞量－④

〔製造所取扱量算出例〕



上記の製造所の取扱量は、①+④、②+④又は③+④のいずれかとなる。

イ 非危険物から危険物を製造する場合②③④により算定すること。

ウ その他特殊な場合

(ア) 同一危険物を繰り返して製造する場合

一の工程の取扱量（原料危険物と製品危険物と比較して倍数の大きい方）に繰り返した回数乗じて得た数値に、上記③及び④の停滞危険物の倍数を加えた数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、上記③の瞬間最大停滞量の倍数に④の危険物の倍数を加えた数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(イ) 同一の設備を用いて1日に2種類以上の危険物を製造する場合

各工程の取扱量（それぞれ原料危険物と製品危険物と比較して倍数の大きい方）をもって各工程の取扱倍数とし、これらを合計した数値に、設備内に存する上記④の停滞危険物の倍数を加えた数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、上記③の瞬間最大停滞量の倍数に④の危険物の倍数を加えた数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(ウ) 同一設備を用いて、日によって取扱う危険物が異なる場合

それぞれの日における取扱量を上記アの例により計算し、その量を比較して最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。

(エ) 製造工程が2日以上にわたる場合

それぞれの日における取扱倍数（それぞれの日の原料危険物と製品危険物（半製品を含む）と比較して倍数の大きい方に、設備内に存する上記④の停滞危険物の倍数を加えた数値）を比較して、最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、それぞれの日にお

ける上記③の瞬間最大停滞量の倍数に④の危険物の倍数を加えた数値のうち最大となる日の数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(イ) 製造工程が2日以上にわたり、かつ、同一設備を用いて2種類以上の危険物を製造する場合

それぞれの日における各工程の最大取扱倍数（(イ)及び(エ)の例により算出した数値）を比較して最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。

(ロ) 製造工程が2日以上にわたり、かつ、同一設備を用いて同一危険物を繰り返して製造する場合

それぞれの日における工程中の取扱倍数（それぞれの日の原料危険物と製品危険物（半製品を含む）と比較して倍数の大きい方の合計に、設備内に存する上記④の停滞危険物の倍数を加えた数値）を比較して、最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、それぞれの日における上記③の瞬間最大停滞量の倍数に④の危険物の倍数を加えた数値のうち最大となる数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(ハ) 製造工程が2日以上にわたり、かつ、同一設備を用いて2種類以上の危険物を繰り返し製造する場合

それぞれの日における各工程中の取扱倍数（それぞれの日における各工程の原料危険物と製品危険物（半製品を含む）を比較して、倍数の大きい方の数値）の合計に、設備内に上記④の危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値が、最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、それぞれの日における上記③の瞬間最大停滞量の倍数に④の危険物の倍数を加えた数値のうち最大となる数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(2) 屋内貯蔵所

ア 1室のみの屋内貯蔵所は、当該貯蔵所に貯蔵する量とする。二以上の室がある屋内貯蔵所は、各室ごとに貯蔵する量を算出し、その合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。

イ 営業用倉庫等貯蔵品目が常時変更される場合は、予想される最大貯蔵量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。

(3) 屋外タンク貯蔵所

政令第5条第2項に規定するタンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。

(4) 屋内タンク貯蔵所

一の屋内タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の屋内タンクにあつては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

(5) 地下タンク貯蔵所

一の地下タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の地下タンクにあつては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

(6) 簡易タンク貯蔵所

一の簡易タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の簡易タンクにあつては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

(7) 移動タンク貯蔵所

- ア 一の移動タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。仕切タンクにあつては各タンク室の容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上のタンクを同時に積載する移動タンク貯蔵所（積載式タンクコンテナ）にあつては各タンク容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。
- イ 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るように確保する。）タンクを製作した場合の許可申請について、当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じても差し支えない。また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。（H10.10.13 消防危第90号質疑）
- (8) 屋外貯蔵所
当該施設内に貯蔵する危険物の合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。
- (9) 給油取扱所
給油取扱所の専用タンク、簡易タンク及び廃油タンク等の容量の合計を当該取扱所の取扱量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。また、規則第25条の5に規定する附随設備及び附随設備以外の危険物を収納する容器は、最大取扱数量の算定に含まれないが、その合計はそれぞれ指定数量未満とする。
- (10) 販売取扱所
当該施設内に収納する危険物の合計量を当該取扱所の取扱量とする。
- (11) 移送取扱所
- ア ポンプ又はポンプヤードの場合
一のポンプのみの場合は、当該ポンプの能力に使用時間を乗じて得た移送量を当該取扱所の取扱量とする。二以上のポンプを設ける場合は、1日における最大の移送量を当該取扱所の取扱量とする。
- イ 棧橋又はシーバースの場合
着棧する船舶の危険物荷役量をもって当該取扱所の取扱量とする。ただし、同時に着棧（荷役しない場合を除く。）又は1日において2船以上着棧（荷役しない場合を除く。）する場合は、その合計量を当該取扱所の取扱量とする。
- (12) 一般取扱所
一般取扱所における危険物の取扱数量及び倍数の算定の方法については、原則製造所の例により算出した量を当該取扱所の取扱量とする。一般取扱所は形態により異なる場合があるので、例示すると次のようになる。なお、危険物の取扱形態が複合する一般取扱所にあつては、それぞれの形態ごとにおける最大取扱量の合計とする。
- ア 非危険物製造の一般取扱所（危険物を混合する一般取扱所を含む。）
石油類を原料とするプラスチックの製造又はナフサの分解による都市ガスの製造のような場合は、1日当たりの原料危険物使用量が最大となる日の量をもって当該取扱所の取扱量とする。
- イ 消費の一般取扱所
(ア) 非常用ディーゼル発電設備等非常用の施設については、当該施設の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即した数量とすることができる。非常時に24時間稼働が必要な施設において、

1日のうちの最大稼働時間を24時間未満とする場合は、その根拠を示すこと。◆

(イ) ボイラー、発電設備等の危険物の消費に係るものについては、1日における消費量又はサービスタンクの容量を比較して大なる数量をもって算定すること。(S39.7.23自消丙予発第73号)

なお、当該設備は、使用する時間が一定でない場合(例:冬場気温の低いとき等)については、当該設備の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即した数量で最大となるものを申請数量とすることができる。◆

ウ 充填、詰替えの一般取扱所

移動タンク貯蔵所への危険物の充填又は鋼製ドラム等の容器への詰替えのような場合は、1日当たりの充填又は詰替え量をもって当該取扱所の取扱量とする。ただし、政令第19条第2項に基づく容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、専用タンクの容量をもって当該取扱所の取扱量とする。

エ 油圧、循環の一般取扱所

油圧プレス設備、潤滑油循環設備、熱媒油循環設備等において潤滑油等を使用する場合は、当該設備等における瞬間最大停滞量をもって当該取扱所の取扱量とする。

オ 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所

(ア) 洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量をもって取扱量とする。

(イ) 使い捨てするもの及び系外に排出するものは、一日の使用量をもって取扱量とする。

(ウ) 洗浄後一部の危険物を系外に排出するものは、一日の使用量と瞬間最大停滞量を合算した量をもって取扱量とする。

2 倍数の算定方法

指定数量の倍数の算定については、最大数量をその指定数量で除し、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算定する。◆

(1) 貯蔵、又は取り扱う危険物が1種類の場合の算定例

類別	品名	性質	化学物質名	最大数量
第4類	第1石油類	非水溶性液体	ガソリン	1,355L

合計倍数 $1,355/200=6.775 \approx 6.78$ 倍 (申請倍数)

(2) 貯蔵、又は取り扱う危険物が複数の場合の算定例

類別	品名	性質	化学物質名	最大数量
第4類	第1石油類	非水溶性液体	ガソリン	1,355L
第4類	アルコール類	水溶性液体	メタノール	155 L

合計倍数 $1,355/200 + 155/400 = 7.1625 \approx 7.16$ (申請倍数)